

研究論文

スウェーデン 二元的所得税論のもとでの応能負担原則に基づく課税

伊藤 正 純

Taxation Based on the Solvency Principle under the Double Income Tax Theory in Sweden

Masazumi Ito

要 旨

日本人の多くの人がもっているスウェーデンに対するイメージは、所得が“平等な国”というものである。だが、その“平等”は租税と社会保障による所得再分配機能によって作り出されている。それを実現するためには、所得の多寡に応じて租税負担率を重くしたり軽くしたりする応能負担原則に基づいて課税しなければならない。ところが、スウェーデンは、1991年の税制改正で所得を勤労所得と資本所得に分け、それぞれ別々の税率で課税する二元的所得税論を導入し、その際、グローバル化した経済に対応するため、逃げ足の速い資本所得課税を軽課に、勤労所得課税を重課にする改革がおこなわれたと言われている。しかし、軽課といわれる資本課税の税率は一律30%と高い。また、資本所得に対する課税ベースが広げられていた。そのため、勤労所得課税だけでなく、資本所得課税を合わせた個人が支払う直接税全体の負担率でも、応能負担原則に基づく課税が維持されている。日本と比べてもう一つ違う点は、租税控除項目が非常に少なく、かつ控除額が小さいことである。そのスウェーデンは「大きな政府」だが、1990年代初めの経済危機のなか、大幅な歳出削減と小幅な税収増加を断行することによって財政再建をはたし、財政規律の確立に成功した。そしてそれ以後、財政収支は黒字基調で推移している。日本とは真逆なのである。

1. はじめに

日本は、現在、大きな格差社会であり、貧困社会とまで呼ばれている。社会における所得分配の平等・不平等さを測る指標にジニ係数がある。係数の値が0に近いほど平等な状態で、1に近いほど不平等な状態である。いま『データブック国際労働比較 2011』に載っている OECD 調査の所得のジニ係数をみると、日本は 2000 年代半ば 0.321 で、アメリカの 0.381 より平等だが、スウェーデンの 0.234 より不平等である^{注1}。ジニ係数は、当初所得（税引き前の給与等）でみるか、それとも税や社会保障などによる再分配後の再分配所得でみるかによって大きく異なる。所得再分配機能が強い国では、ジニ係数が大きく下がるからである。日本の特徴は、この所得再分配機能が非常に弱いことである。2008 年の当初所得のジニ係数は 0.532 で、再分配所得のジニ係数は 0.376 だ。だから、ジニ係数の差である改善効果は 0.156 である。厚生労働省は改善度は発表している^{注2}が、改善効果は発表していない。そこで税と社会保障による改善度を按分して、改善効果の内訳を算出してみた。税の改善効果は 0.019、社会保障の改善効果が 0.137 となる。改善効果の大半は社会保障によるものだ。逆に言うと、累進課税を組み込んだ所得税での所得再分配機能がほとんど働いていないのである。

それではスウェーデンはどうか。前稿「スウェーデンの税における“負担と受益の見える化”」^{注3}でも紹介した数字だが、2008 年のジニ係数は、要素所得（日本の当初所得に相当）で 0.560、公的補助金等で調整された再分配所得で 0.296 なので、改善効果は 0.264 である。改善効果の内訳は移転効果 0.184、税効果 0.059、補助金効果 0.021 である（Skatteverket, 2011, s.49）。スウェーデンに対して多くの日本人がもっているイメージは所得が“平等な国”というものであろう。ところが、ジニ係数の変化をみると、“平等な国”は税と社会保障による所得再分配によって作り出されているのであって、当初所得では、スウェーデンの方が日本よりも不平等なのである。このように社会保障を含む租税制度における所得再分配機能は“平等化”にとってとても重要な機能なのだが、それが十分に働くようにするためには、課税での垂直的公平さが鍵となる。言い換えれば、所得の多い者が少ない者よりもたくさん税を負担するという応能負担原則で課税されていなければならない。それはあらゆる種類の所得を統合する総合課税でおこなうのがよいと言われていた。

ところが、スウェーデンでは 1991 年の税制改正で、総合課税である包括的所得課税論を捨て、所得を勤労所得と資本所得に二分する二元的所得税論を導入した。しかも、グローバル経済のもとで安定的に税収を確保するため、逃げ足の速い資本所得に配慮して、勤労所得税重課、資本所得税軽課の税制に改編した。後述するように、勤労所得税の最高税率も大幅に引き

注1 <http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/>

注2 厚生労働省『平成 20 年 所得再分配調査報告書』。税による改善度は 3.7%、社会保障による改善度は 26.6%である。

注3 拙稿「スウェーデンの税における“負担と受益の見える化”」（撰南経済研究第 2 巻第 1・2 号、2012 年）。本稿でも前稿同様、スウェーデン国税庁（Skatteverket）の『租税年鑑』（Skatter i Sverige, SKATTESTATISTISK ÅRSBOK）からの引用は、本文中に括弧でその該当年とページ数を表記する。前稿では最新の統計データの多くが 2008 年だったが、本稿では 2009 年になっている。

下げられた。ところが、資本所得税は軽課といっても、その税率は30%で、現在、日本のキャピタルゲイン等に適用されている10%の3倍もある非常に高いものなのである。そのうえ、欠損控除などを大幅に縮減して資本所得の課税ベースを拡大した。その結果、資本所得（その大半は金融所得）を入れた二元的所得税全体でみても応能負担原則に基づく課税になっており、課税における垂直的公平さが保たれている。これについては、第3節で論じた。

スウェーデンの勤労所得税への課税は、勤労所得に課税給付金（社会保障給付金のうち課税所得となる年金や障害年金や疾病手当など）を加えた獲得所得でおこなわれている。これについては前稿でも触れた。第4節で、獲得所得をもう少し詳しく説明するとともに、日本と比べて非常に数が少なく、控除額も小さいスウェーデンの租税控除を紹介する。

日本の財政状況は非常に悪い。一般政府（中央政府と地方政府と社会保障基金を合わせたもの）でみた2011年の累積赤字である総債務残高（対GDP比）は211.7%で、先進国のなかで群を抜いて高い。ところが、スウェーデンはたったの46.2%だ。しかも、負債から資産を差し引いた純債務残高でみても日本は127.6%と非常に高いが、スウェーデンは（-24.9%）で、資産が負債を上回っている状態だ。日本になくてスウェーデンにあるものは何か。一言でいえば、財政規律である。財政規律確立の指標として、歳入から歳出を差し引いた財政収支（対GDP比）をみると、日本（-8.9%）、アメリカ（-10.0%）、イギリス（-9.4%）、ドイツ（-1.2%）、フランス（-5.7%）と軒並み赤字である。このようななかで、スウェーデンは0.1%とわずかだが黒字なのである^{注4}。実は、スウェーデンの財政収支が黒字に転換するのは1998年で、それはバブル経済崩壊後の金融危機・経済危機・財政危機を克服する過程で財政再建に成功したことによる。これについては第5節（結語に代えて）で論じる。

日本の財政再建論議ではいつも消費税増税ばかりが議論される。野田政権は民自公3党合意に基づき“消費税引き上げ”法案を可決した。しかし、消費税をたとえ10%に引き上げても、日本の財政再建が進展し、財政収支が黒字に転換する見通しはまったくない。当然である。日本の財政の最大の問題点は、1980年代初めの第二臨調（臨時行政調査会）の「増税なき財政再建路線」以来、一貫して「小さな政府」を志向してきたことにある。その路線の上に、“減税によって経済成長を実現する”という新自由主義イデオロギーが加わり、1980年代から所得税の大幅減税が立て続けに実施された。そして、直間比率見直しの名のもと消費税が導入された。そこにバブル経済崩壊後の経済政策の失敗が重なり、財政赤字が膨らんでしまった。紙幅の都合でこれ以上論じないが、日本の緊要な課題は、「小さな政府」論を捨て、所得税の増税と法人関係の増税によってせめて“中規模の政府”に改編することである。ところが、「小さな政府」を常としてきたため、アメリカ同様、「増税に対する嫌悪感」という「長期的な構造問題」が解決できなくなってしまっている^{注5}。スウェーデンなど北欧諸国をみればわかるように、「小さな政府」では、格差と貧困は解消できない^{注6}。所得再分配機能は、ある程度「大きな政府」で

注4 以上のデータは、OECD（2011）“Economic Outlook 90” November による。

注5 エリオット・ブラウンリー「現代の財政危機、そして理想的な税制の追求」（『世界』2010年5月号）、247ページ。

注6 神野直彦『『小さな政府』では格差と貧困は解消できない』『中央公論』2010年5月号。

ないと働かないからである。日本はスウェーデンとは真逆の状態に陥っている。

次の第2節では、GDP比でみて非常に「大きな政府」であるスウェーデンの2009年の税収の全体像をいくつかの角度から紹介する。それと同時に、スウェーデンの財政全体に対するイメージをもってもらうため、前稿でも論じたことだが、中央政府、地方政府、社会保障基金の歳入・歳出の特徴を明らかにする。

2. 税収の全体像と中央政府等の歳入・歳出

2009年のスウェーデンの税収総額は1兆4,570億クローナ（以下、krと略す）で、これは対GDP比で47.2%に相当する非常に大きなものである^{注7}。なお、スウェーデンでは公的な社会保険料（avgift 課徴金）は税（skatt）の一種という扱いになっている^{注8}。税収総額の内訳は、①勤労課税8,690億kr（構成比で60%）、②資本課税1,600億kr（同11%）、③消費財と投入財への課税4,280億kr（同29%）で、勤労課税の割合が6割と高い。これは住民一人当たりでみると、①勤労課税9万3,500kr、②資本課税1万7,200kr、③消費財と投入財への課税4万6,000krとなる。

スウェーデンはEUに加盟している。そのため、全体の0.5%に相当する70億krはEUに属する税である。その残り1兆4,500億krの内訳は、国税7,600億kr（全体の52%）、地方所得税5,110億kr（同35%）、高齢者年金保険料1,790億kr（同12%）である。なお、徴税ロスによる減少が82億kr（ロス率0.6%）あるので、ロス後の純租税額は1兆4,485億krである（Skatteverket, 2011, s.45-46, s.53）。

税収総額は3つの部面に分けることができる。第1は生産部面で5,010億kr（構成比34.4%）、第2は家計部面で5,250億kr（同36.0%）、第3は消費部面で4,310億kr（同29.6%）である（Skatteverket, 2011, s.48）。生産部面で最も大きいのは雇用主負担の社会保険料（3,753億kr、同25.8%）で、次いで法人税（865億kr、同5.9%）である。不動産税等（103億kr、同0.7%）はわずかである。家計部面で最も大きいのは税還付後の地方と国の所得税（3,991億kr、同27.4%）で、次いで個人負担の一般年金保険料（868億kr、同6.0%）である。個人負担の資本所得税（251億kr、同1.7%）、不動産税（148億kr、同1.0%）、収益税（124億kr、同0.9%）等はわずかである。消費部面で最も大きいのは付加価値税（3,062億、同21.0%）で、次いでエネルギー環境税（703億kr、同4.8%）である。酒タバコ税（231億kr、同1.6%）、道路交通税（163億kr、同1.1%）等はわずかである（Skatteverket, 2011, s.48, s.54, s.104, s.132, s.139）。

注7 ちなみにOECDデータでみた総税収の対GDP比は、スウェーデンが54.1%、日本が33.3%である。

注8 税と社会保険料（課徴金）はもともとは違ったものであった。今でもそうだが、税には特定の使用目的との結びつきがない。これに対して、社会保険料には特定の使用目的との結びつきが強い。そのことは雇用主負担の社会保険料の支出先をみれば明らかである（本稿では未展開）。ただ、2010年に改正された憲法（Regeringsform SFS 2011:109）の第9章（財政権）を読むかぎり、両者の使用目的等を明確に区別する文言はどこにもない。同章第1条で、「議会は、国家に対して税と保険料（skatter och avgifter）について、ならびに国家予算について決定する。」という記述があるだけだ。

消費部面の税の大半は商品等の価格に転嫁される。だから転化後で考えると、家計負担である。これを家計部面の税と合わせてみると、スウェーデンの税収は家計負担に大きく依存したものであることがわかる。なお、二元的所得税論との関係でいえば、勤労課税に分類されるものは、家計部面の所得税と一般年金保険料、生産部面の社会保険料、消費部面の付加価値税とエネルギー環境税等の物品税である。これに対して、資本課税に分類されるものは生産部面の法人税、不動産税等と家計部面の資本所得税、不動産税、収益税等である。以上が全体像の説明である。

表1 中央政府・地方政府・社会保障基金の歳入・歳出 2009年

	実額10億kr			割合(%)		
	中央政府	地方政府	社会保障基金	中央政府	地方政府	社会保障基金
歳入	931.4	754.0	225.0	100.0	100.0	100.0
税と社会保険料	833.4	525.6	91.9	89.5	69.7	40.9
所得と資産への税	108.2	500.4		11.6	66.4	
家計	16.2	500.4		1.7	66.4	
企業	92.0	13.7		9.9	1.8	
生産と輸入への税	565.9	11.6		60.8	1.5	
社会保険料(実効)	159.4	-4.3	91.9	17.1	-0.6	40.9
固定資本損耗	32.0	41.4		3.4	5.5	
利子収入	9.7	9.0	11.1	1.0	1.2	4.9
株式配当	22.1	2.1	11.0	2.4	0.3	4.9
その他の収入	34.2	180.2	111.0	3.7	23.9	49.3
歳出	957.7	762.9	220.2	100.0	100.0	100.0
移転支出	650.4	72.5	218.3	67.9	9.5	99.1
補助金	28.4	18.5		3.0	2.4	0.0
利子(利払い)	31.6	5.4	0	3.3	0.7	0.0
消費支出	224.7	633.1	1.9	23.5	83.0	0.9
固定資本形成	50.3	59.2	0.0	5.3	7.8	0.0

http://www.scb.se/Pages/ProductTables__22918.aspxより作成

税収の全体像が示されても、もっと具体的に中央政府、地方政府（ランスタングとコミューン）、社会保障基金の歳入と歳出の特徴がわからないと実際の全体像のイメージがもてないであろう。そこでSCB（スウェーデン中央統計局）のデータ（最終更新日は2012年5月30日）から表1を作成した。なお、歳入額は税収額より大きい。それは税収の他に、営業余剰（純）、固定資本損耗、利子収入、株式配当、その他の収入が含まれるためである。2009年の一般政府の歳入額は、1兆6,203億krである。したがって、税収増額より1,600億krほど多い。

では、中央政府の特徴からみていく。中央政府の歳入はその9割が税と社会保険料であるが、その大部分は「生産と輸入への税」である間接税（付加価値税やエネルギー・環境税など）で、次いで社会保険料である。所得税、特に個人所得税は1.7%と非常に少ない。歳出をみると、その7割近くが移転支出である。移転先は多い順に家計（歳出全体の30.1%）、地方政府（同17.9%）、社会保障基金（同11.6%）、外国（同5.1%）、企業（同0.3%）である。移転支出の特徴は、家計向けが多く、企業向けがほとんど無いことである。消費支出は2割強しかなく、

その7割が国防・警察・消防・司法、経済業務などの集会的消費支出である。そして日本の公共事業に当たる固定資本形成は5.3%しかない。

地方政府の歳入の特徴は、その7割近くが家計の所得税（地方所得税）で、次いで2割強がその他の収入で賄われていることである。その他の収入の95%は中央政府からの移転収入である。歳出の特徴は、その8割強が消費支出で、移転支出は1割にも満たない少額である。消費支出の大半は個人向け消費支出で、その3割強が健康医療（大半がランスタイング）、3割近くが教育（大半はコミュニケーション）、2割強が社会的保護（いわゆる社会福祉、大半はコミュニケーション）である。なお、移転支出のうち6割強が家計向けである。住民サービスをおこなう地方政府の財源の多くが、その地域に住む住民の所得税で賄われているというのがスウェーデンの地方政府の特徴である。

社会保障基金は高齢者年金の業務だけをおこなっている機関で、歳入の4割が社会保険料（年金保険料）で、5割がその他の収入である。その他の収入は全額、中央政府（国）からの移転収入である。歳出の99%が家計向けの高齢者年金支給である。

3. 勤労課税と資本課税の全体像——応能負担原則に基づく課税——

表2は、個人が支払う直接税を査定獲得所得(taxerad förvärvsinkomst)ランク別にみたものである。直接税なので、勤労所得課税と資本所得課税の双方を含む。つまり、個人が負担する二元的所得税の全体を表している。なお、獲得所得の詳しい説明は第4節に譲る。負担率を示す最後の2列は私が計算した。元データにない資本所得は資本課税の税率が30%なので、資本課税額を0.3で割って算出した。

表2 獲得所得ランク別にみた個人が支払う直接税

2009年

査定獲得所得 ランク (千kr)	18歳以上 の人口 (千人)	金額 10億SEK			18歳以上 の人口 (%)	構成比(%)			負担率(%)	
		査定 獲得所得	勤労課税	資本課税		査定 獲得所得	勤労課税	資本課税	勤労課税 ／査定獲 得所得	(勤労課 税＋資本 課税)／ (獲得所 得＋資本 所得)
0	415	0	0.0	1.2	5.6	0.0	0.0	3.5	-	30.0
-100	1032	53	7.4	3.7	13.8	3.0	1.0	11.1	14.0	17.0
100-200	1882	285	65.8	6.4	25.2	16.1	13.0	19.1	23.1	23.6
200-300	2042	510	124.9	4.8	27.4	28.8	25.8	14.4	24.5	24.7
300-400	1227	420	107.5	3.9	16.5	23.7	22.2	11.5	25.6	25.7
400-500	431	191	56.2	2.4	5.8	10.8	11.6	7.2	29.4	29.4
500-1000	382	244	89.3	6.3	5.1	13.8	18.5	18.6	36.6	36.1
1000+	44	69	32.9	4.9	0.6	3.9	6.8	14.6	47.7	44.3
計	7,457	1,770	484.0	33.7	100.0	100.0	100.0	100.0	27.3	27.5

Skatteverket, 2011, s.50 負担率(%)は伊藤が計算

この『租税年鑑』では50万kr（12円で換算して600万円）以上の人たちを高所得者と呼んでいる。高所得者は18歳以上人口で5.7%しかいない。10万kr（120万円）未満の人たちを低所得者と呼ぶと、その人口は19.4%で2割弱である。だから、75%の人が両者の中間の中所

得者である。このことを頭に置いて、負担率をみる。負担率を2つ計算した。「査定獲得所得に占める勤労課税の割合」を負担率①と名付けると、負担率①は全体で27.3%である。これが負担率①の平均だ。負担率①のベースになっている地方所得税の平均税率は、獲得所得 38 万 200kr 未満の者に適用される 31.52%で、獲得所得がこれを超えると累進課税である国所得税 20% (38 万 200kr 以上～53 万 8,800kr 未満まで) や 25% (53 万 8,800kr 以上) が上乘せされる。負担率①が、高所得者のうち 50 万 kr～100 万 kr の者で 36.6%、100 万 kr 以上の者で 47.7%と高いのは累進課税のためである。負担率①の列をみると、基礎控除と仕事税控除との割合が低所得階層ほど大きいこともあって、所得の多寡に応じて負担率がきれいに高くなっている。応能負担原則に基づいた垂直的公平さが実現している。

では、資本所得（その大半は金融所得）を加えると、負担率はどう変化するのか。

「査定獲得所得プラス資本所得に占める勤労課税プラス資本所得の割合」を、負担率②と名付ける。負担率②は、個人が得た総所得に対する個人が支払う総直接税の負担率でもある。負担率②の平均は全体の 27.5%で、負担率①の平均の 27.3%より少し高い。これは資本所得課税の税率 30%が、実際に課税されている獲得所得（大部分が勤労所得）課税の平均税率より少し高いということを意味する。二元的所得税論では勤労所得税重課・資本所得税軽課といわれているが、資本所得に対する税率 30%は実際には相当負担の重い税なのである。査定獲得所得 0 ランクの者の負担率②は、資本所得にだけ課税されているので 30.0%である。負担率②と負担率①を比べると、低所得者では負担率②の方が高く、査定獲得所得 10 万 kr 以上から 50 万 kr 未満の中所得者では、負担率①と負担率②はほぼ同じである。ところが、高所得者ではやはり負担率②の方が負担率①より低い。資本所得税率 30%が獲得所得の実効課税率より低いからである。しかし、その減少幅は非常に小さい。そのため、負担率②でみても、基本的に応能負担原則に基づく垂直的公平さはきちんと守られている。それは、1991 年の税制改革のとき勤労課税の最低税率（地方所得税の平均税率）に合わせる形で、資本所得税率 30%を決めたからであろう。応能負担原則こそが課税における公平性の大原則である。日本の 10%という異常に低い金融所得に対する分離課税が、公平性の大原則を崩壊させてしまっているのとは対照的である（後述）。

表3 年齢別にみた個人が支払う直接税

年齢	人数 (千人)	金額 10億kr			2009年 構成比(%)				負担率(%)	
		総査定 獲得所得	勤労課税	資本課税	人数 (%)	総査定 獲得所得	勤労課税	資本課税	勤労課税 ／ 査定獲得所得	(勤労課 税＋資本 課税)／ (獲得所得 ＋資本 所得)
18-24	858	74	14.4	0.3	11.5	4.2	3.0	0.9	19.5	19.6
25-34	1,131	243	60.3	-0.7	15.2	13.7	12.5	-1.9	24.8	24.8
35-44	1,289	378	105.7	1.6	17.3	21.4	21.3	4.8	28.0	28.0
45-54	1,205	371	106.4	5.7	16.2	20.9	22.0	16.8	28.7	28.7
55-64	1,206	353	100.4	11.0	16.2	19.9	20.8	32.6	28.4	28.6
65-74	904	210	59.9	8.3	12.1	11.8	12.4	24.6	28.5	28.7
75-	863	142	36.9	7.4	11.6	8.0	7.6	22.1	26.0	26.6
計	7,457	1,770	484.0	33.7	100.0	100.0	100.0	100.0	27.3	27.5

Skatteverket, 2011, s.51 負担率(%)は伊藤が計算

表3は年齢別にみた個人が支払う直接税である。全体の負担率①と負担率②は、当然、表1と同じである。負担率①と負担率②を比べると、どの年齢層でも両者はあまり変わらない。負担率は年代間で公平になっている。それでも75歳以上で負担率②が負担率①より0.6%ポイント高く、55-64歳と65-74歳でそれぞれ0.2%ポイントが高い。それは勤労課税と資本課税の両者の構成比を比べるとわかるように、資本所得（金融所得）の割合が55歳以上の壮年層と65歳以上の高年者に大きく偏っているからである。

表4 所得ランク別にみた1人当たりの勤労課税と資本課税

査定獲得 所得ランク (千kr)	1人当たり(実額)		基準値との格差	
	勤労課税 kr	資本課税 kr	勤労課税	資本課税
0	2	774	0.0	27.3
-20	81	1,893	0.1	66.9
20-40	1,948	3,197	2.2	112.9
40-60	4,935	4,583	5.5	161.9
60-80	9,453	4,036	10.5	142.6
80-100	16,457	3,294	18.4	116.4
100-120	22,289	3,137	24.9	110.8
120-140	28,179	3,646	31.4	128.8
140-160	34,745	3,388	38.8	119.7
160-180	41,005	3,400	45.7	120.1
180-200	46,280	3,472	51.6	122.6
200-220	51,289	3,187	57.2	112.6
220-240	56,258	2,829	62.7	99.9
240-260	61,033	2,240	68.1	79.1
260-280	66,111	1,721	73.7	60.8
280-300	71,614	1,881	79.9	66.4
300-320	77,431	1,997	86.4	70.5
320-340	83,546	2,371	93.2	83.8
340-360	89,663	2,831	100.0	100.0
360-400	99,245	5,062	110.7	178.8
400-500	130,318	5,619	145.3	198.5
500-1000	233,526	16,411	260.4	579.7
1000-	743,590	111,282	829.3	3930.8

Skatteverket, 2011, s.90, s.125の2つの表から作成

表4は、『租税年鑑』の4.39 Tabellと5.22 Tabellから私が作成した、査定獲得所得ランク別にみた1人当たりの勤労課税（正確には、地方所得税と国所得税）と資本課税（純の金融所得税と不動産税）である。一般年金保険料は全額税還付されているので、勤労課税には含まれていない。また、36万kr未満の低・中所得者には累進税である国所得税はかかっていない。1人当たりの勤労課税と資本課税には大きな格差がある。それを明らかにするために、国所得税が非課税で平均地方所得税率が適用されている査定獲得所得34万kr以上～36万kr未満の者を基準値100として格差を計算してみた。高所得者のうち100万kr（1,200万円）以上の者は勤労課税で8倍強の、資本課税で39倍の負担をしている。想像を絶する倍数である。基準値との格差の勤労課税の列をみると応能負担原則の通りだが、資本課税の列では中所得者の上

位者と高所得者で応能負担原則がみられるものの、低所得者と中所得者の下位者で結構、金融所得を持っている者が存在しているため、完全な応能負担原則にはなっていない。

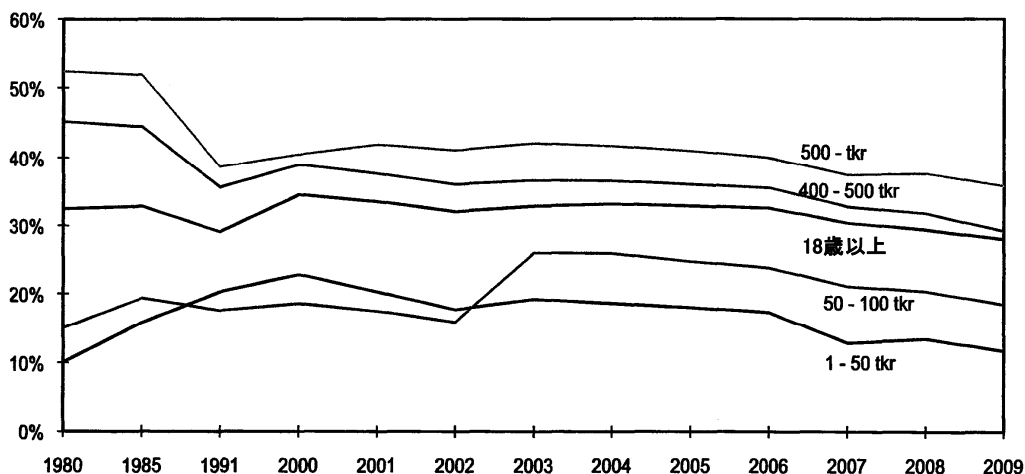


図1 査定獲得所得グループ別にみた税負担の割合の推移 (2009年価格換算)

(出所) Skatteverket, 2011, s.190 なお、tkrは千kr

図1は、査定獲得所得グループ別にみた税負担の割合の推移である。1991年の税制改正で、年収1,000～5万krグループを除いて大幅な負担軽減が起きた。しかし、個人の資本所得税率が30%と高いこともあって、高所得グループ(50万kr以上)の税負担の割合が中所得グループ(40～50万kr)の税負担の割合より低くなるような逆転現象は一度も起きていない。『租税年鑑』には、次のように記述がある。年収50万kr以上の高所得者は、1980年代、彼の所得の50%以上の税を払っていた。しかし、1991年の二元的所得税論導入の税制改革で、高所得者の税は大幅に切り下げられた。1991年、彼らは直接税として彼の所得の39%を払い、2009年にはそれが36%になった。ところが、「1991年の税制改革において、以前は非課税所得であった、たとえば出張中の食費・宿泊費や様々な種類の給付(förmåner)が課税対象となった。さらに課税ベースは資本所得においても広げられた。特に高所得者にとっては、課税所得はより大きくなった。しかし同時に、税はより低くなった」(Skatteverket, 2011, s.190)、と注⁹。

この一文は、なぜスウェーデンが包括的所得税論を捨て、二元的所得税論を導入したかの事情を語っている。二元的所得税論導入には、経済のグローバル化という環境において逃げ足の速い資本所得を軽課にせざるをえなかったという外的要因のほかに、実はそれまでの税制の不備を是正しなければならなかったという内的要因もあった。

注⁹ 藤岡純一はこの給付(förmåner)の具体的事例をフリンジ・ベネフィットへの課税という形で詳しく説明している。藤岡純一『現代の税制改革』(法律文化社、1992年)の第3章「スウェーデン1989年税制改革委員会報告」、参照。

ただこれを説明する前に、1980年以降の勤労所得税の最高税率がどのように変化したのかを確認しておく。図2がそれである。最高限界税率は、1980年85.00%、それを90年に66.16%まで下げ、91年には51.15%とさらに15%ポイントも大幅に引き下げた。この低い税率は94年まで続くが、94年の総選挙で政権を奪還した社民党によって95年以降、税率が58%台に引き上げられ、以後、ほぼ58～55%台で推移する。これは国所得税の税率改正による。国所得税は1991～94年は20%のみだった。その国所得税を、財政再建が急務だった1995～1998年に25%に引き上げた。そして財政収支が改善した1999年以降、現在の20%と25%の2段階の税率に変更した。

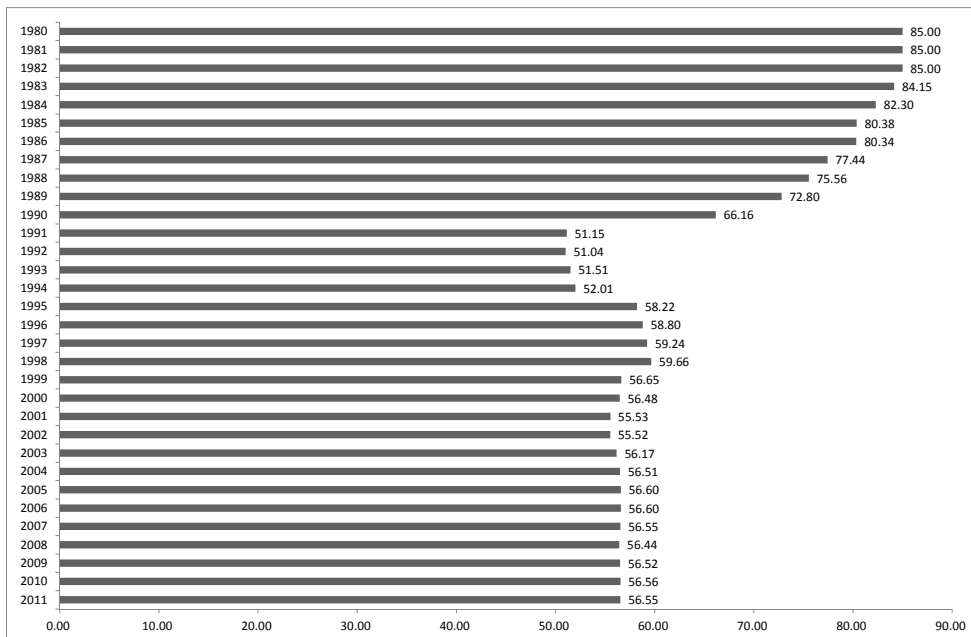


図2 最高限界税率 (%) の推移

(出所) Skatteverket, 2010, s.192, 2011, s.192

では、二元的所得税を導入しても、どうして応能負担原則に基づく垂直的公平が損なわれなかったのか。二元的所得税は垂直的公平さを確実なものにするために導入されたというのが、実態のようである。

スウェーデン財務省は1990年11月発表の『世紀の税制改革』のなかで、次のように書いている。「大幅な改革が行なわれるのは、資本所得の課税においてである。……資本課税は逆行している。／1970年代および80年代に、新たに多くの億万長者が生み出されたが、彼らは高額の勤労所得によって富裕になったのではなかった。彼らはインフレおよび一般税制のおかげで大きな財産を創ってきた。1982年以前には、税制は単に現実離れたものであった。そこで人々

は、支払利息を控除することで、最高 85%までの租税補助金という利益を得ることができた。人々は借入金を自らの不動産ないし株券を購入するために利用でき、これを非常に低く課税されたキャピタルゲインから利益を得た後に、幾年か保持するのである」^{注10}、と。

馬場義久によると、80年代のインフレのなか、現実の課税において利子控除制度やロス控除制度などが多用されていた^{注11}。松田有加は、包括的所得税論がおこなわれていた1980年代の所得ランク別の実効所得課税がかならずしも応能負担原則になっていなかったことを例示し、「二元的所得税導入以前、個人段階の資本所得税収はマイナスになっており、とくに高所得分位におけるマイナス幅は大きく、租税裁定が比較的広範に、とりわけ高所得分位において行われていたと推測される」。租税裁定 (tax arbitrage) 行為とは租税回避行為のことである。だからこそ、「資本所得税収がマイナスで、とりわけ高所得分位においてそのマイナス幅が大きいという状況の下、資本所得を低率で課税することは、包括的所得税に比べ、租税回避を減少させ、その結果、垂直的公平を改善し、税負担の累進性を高める」と考えて、「二元的所得税が導入された」のだと言う^{注12}。

二元的所得税の導入によって資本所得税を軽課にしても、資本所得の課税ベースを拡大することによって、勤労所得税と資本所得税を合わせた個人負担の全所得税への課税は、包括的所得税のときより応能負担原則に基づくものになり、課税の垂直的公平さが確固たるものになったのである^{注13}。

なお現在も、個人の資本所得に対する課税は資本純益から資本欠損を差し引いた純金融資本所得に対して課税されている。表5は、不動産税と純金融資本税を合わせた個人への総資本課税を年齢別にみたものである。表3で25-34歳の資本課税がマイナスになっていたが、この年代の資本欠損減税が非常に大きかったためである。

表5 年齢別にみた個人への資本課税

		2009年					平均価値(個人)(kr)				
年齢	人数	総額(100万kr)					内訳				
		不動産税	純金融資本税	資本純益税	資本欠損減税	個人資本直接税	不動産税	純金融資本税	資本純益税	資本欠損減税	個人資本直接税
0-17歳	1,775,689	3	366	367	-1	369	2	206	207	-1	208
18-24歳	858,379	34	270	565	-295	304	40	315	658	-344	354
25-34歳	1,130,609	649	-1,302	2,114	-3,416	-653	574	-1,152	1,870	-3,021	-578
35-44歳	1,288,869	2,039	-412	5,502	-5,913	1,627	1,582	-320	4,269	-4,588	286
45-54歳	1,204,910	2,376	3,286	7,972	-4,686	566	1,972	2,727	6,616	-3,889	4,699
55-64歳	1,206,069	2,624	8,363	11,607	-3,244	10,987	2,176	6,934	9,624	-2,690	9,110
65-74歳	904,465	1,907	6,388	7,765	-1,376	8,295	2,108	7,063	8,585	-1,521	9,171
75歳以上	83,409	1,110	6,321	6,744	-423	7,430	1,286	7,321	7,811	-490	8,605
計	9,232,399	10,741	23,281	42,635	-19,355	34,022	1,163	2,522	4,618	-2,096	3,685
割合		32%	68%	125%	-57%	100%					

Skatteverket, 2011, s.124

注10 高島佳正「スウェーデンの税制改革と資本所得課税——スウェーデン財務省「正規の税制改革」(抄訳)——」(『立教経済学論叢』第42号、1992年12月)、64ページ。

注11 馬場義久「Dual Income Tax論と金融所得税制の改革——スウェーデンの経験を踏まえて——」(日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』日本証券経済研究所、2000年)、39-40ページ。

注12 松田有加「二元的所得税における税負担の累進性——スウェーデンを素材として——」(日本租税理論学会編『資本所得課税の総合的研究』法律文化社、2005年)、30ページ。

注13 松田有加「二元的所得税における再分配機能の変動分析——スウェーデンを素材として——」(諸富徹編著『グローバル時代の税制改革』ミネルヴァ書房、2009年、所収)も参照。

最後に、日本の所得税の問題点を垂直的公平さの観点からみておく。民主党政権は 2011 年末に「申告納税者の所得税負担率 (2008 年分)」という図を発表した^{注14}。2008 年の所得税の最高税率は 40%であった。だが、実際の所得税の最高負担率は申告所得 1 億円の 28.3%がピークで、1 億円を超える高額所得者では、逆に、負担率は大幅に下がっていつている。特に所得 100 億円の者の負担率は 13.5%と非常に低く、それは所得 1,200 万円の者の 12.9%よりわずかに高い程度なのである。なぜ、高額所得者の実効負担率が大幅に下がるのか。それは、「合計所得金額のうち株式譲渡の占める割合」が高いからである。所得 100 億円の者では、その割合は 90.9%なのである。小泉・竹中時代の 2003 年におこなわれた税制改正で、上場企業の株式配当に対する配当所得の源泉徴収税率が 10% (所得税 7%、住民税 3%) に軽減された (適用期限は 2004 年 1 月 1 日～2008 年 12 月 31 日)。そのときの理由づけは、高額所得者に過度の課税をすると、資金が海外に逃げ、株式等への投資資金が国内から無くなってしまふからだというものであった。そのときの 10%の税率が 2009 年度の税制改正でも継続され、2013 年 12 月 31 日まで適用されることになっている。スウェーデンの応能負担原則に基づくみごとなまでの垂直的公平さを思うとき、応能負担原則から異常に乖離した、この不公平な税率をせめて本則の 20%に戻すことは緊要な課題である。日本の政治には、消費税増税は決定できても、もっと重要な所得税の改正をおこなう意思はまったく見られない。日本に必要な税制改革の課題は、所得税における分離課税の大幅な整理と累進課税による所得再分配機能の回復である。

4. 獲得所得と税控除

表 6 は、2009 年の個人の査定獲得所得の構造である。査定獲得所得は、A 雇用からの所得と B 個人事業からの所得から C (雇用と無関係な) 一般的な控除を差し引いたものである。雇用からの所得 (全体の 98.1%) は、A1 雇用所得小計 (99.1%) から A2 雇用に関する控除 (1.0%) を引いたものである。雇用に関する控除の割合は想像以上に小さい。少しだけ説明する。通勤控除を受けている者は 13.4%で 1 割強しかいない。計算すると、1 人当たりの通勤控除額は 1 万 4,600kr である。2005～2006 年のデータだが、通勤距離の平均は 16 キロメートル、通勤時間は 27 分で、もっとも通勤時間が長い郊外コミュニティからでも通勤距離は 19 キロメートル、通勤時間は 35 分である。スウェーデンの通勤時間は 30 分くらいだという話は何回か聞いたことがあったが、それを裏付けるデータである。通勤状況が日本とはまったく違う。2009 年の自動車通勤の場合の通勤控除は 10 キロメートル当たり 18.5kr である。

注14 峰崎直樹「民主党はなぜ消費税に舵を切ったのか」(『世界』2012年3月)、参照。峰崎は元民主党参議院議員で、論文発表当時、内閣官房参与だった。

表6 個人の査定獲得所得の構造 2009年

雇用等からの所得の内訳	人数 (千人)	総額 (10億kr)	構成比(%)	
			人数	金額
A 雇用からの所得	6,892	1,744.4	98.4	98.1
A1 所得の小計		1,762.0		99.1
賃金、課税給付金、医療補助金等	5,254	1,377.9	75.0	77.5
費用の補償	114	1.3	1.6	0.1
一般年金、雇用年金	2,405	347.6	34.4	19.6
私的年金と終身年金	651	23.1	9.3	1.3
年金以外の課税給付金	250	8.9	3.6	0.5
非公開会社からの報酬	12	2.6	0.2	0.1
趣味などからの所得	23	0.7	0.3	0.0
A2 控除の小計		-17.7		-1.0
通勤控除	937	-13.7	13.4	-0.8
出張控除	42	-0.6	0.6	-0.0
二重住宅控除	76	-2.1	1.1	-0.1
その他の支出控除	74	-1.3	1.1	-0.1
B 個人事業からの所得	400	45.0	5.7	2.5
個人事業活動から	352	43.0	5.0	2.4
個人事業活動外から	49	2.1	0.7	0.1
C 一般的な控除		-11.7		-0.7
私的な貯蓄年金控除	2,045	-11.1	29.2	-0.6
雇用所得からの事業欠損の相殺	19	-0.6	0.3	-0.0
D 査定獲得所得(A+B-C)	7,001	1,777.4	100.0	100.0

Skatteverket, 2011, s.64

雇用所得のうち金額が最大なものは、「賃金、課税給付金（社会保障給付金の大部分）、医療補助金等」の77.5%（人数割合もほぼ同じ75.0%）で、次いで、公的な高齢者年金である「一般年金、雇用年金」（19.6%）である。人数割合でも34.4%と3割を超えている。「個人事業からの所得」は人数で5.7%、金額で2.5%で、全体のなかでは小さな割合である。「一般的な控除」で人数が200万人を超えている私的な貯蓄年金は、2000年代に増加したもので、2009年には総額111億krの控除がおこなわれた。1人当たり5,400krの控除である。この私的な貯蓄年金は、法定年金を補完するもので、20～64歳の人々の39%が加入している（Skatteverket, 2011, s.65-67）。なお、この表には載っていないが、勤労課税の説明をみると、保守中道政権が2007年から導入した「家事サービス税控除」が2009年に103億5,000万krもある。導入時の2007年は1億2,000万krであったので、86倍もの急増である（Skatteverket, 2011, s.54）。以上が、獲得所得の説明だが、その大きさからみて査定獲得所得は、ほぼ賃金と高齢者年金を含む課税給付金と医療補助金だとみてよいであろう。

表7 異なる賃金水準の労働者が支払った勤労税 控除なし 地方税は31.52%

賃金水準(SEK)	2009年									
	50,000	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	500,000	1,000,000
基礎控除	-19,700	-29,700	-31,300	-26,300	-21,300	-16,300	-12,600	-12,600	-12,600	-12,600
課税所得	30,300	70,300	118,700	173,700	228,700	283,700	337,400	387,400	487,400	987,400
地方所得税(31.52%)	9,550	22,158	37,414	54,750	72,086	89,422	106,348	122,108	153,628	311,228
国所得税	0	0	0	0	0	0	0	3,960	23,960	147,020
一般年金保険料	3,500	7,000	10,500	14,000	17,500	21,000	24,500	28,000	28,800	28,800
一般年金保険料の税還付	-3,500	-7,000	-10,500	-14,000	-17,500	-21,000	-24,500	-28,000	-28,800	-28,800
勤労所得税の還付	-6,050	-7,725	-9,209	-11,810	-14,410	-17,013	-18,179	-18,179	-18,179	-18,179
実際に支払う所得税	3,500	14,433	28,205	42,940	57,676	72,409	88,169	107,889	159,409	440,069
雇用主保険料(31.42%)	15,710	31,420	47,130	62,840	78,550	94,260	109,970	125,680	157,100	314,200
税と雇用主保険料の合計	19,210	45,853	75,335	105,780	136,226	166,669	198,139	233,569	316,509	754,269
雇用主にとっての総労働コスト	65,710	131,420	197,130	262,840	328,550	394,260	459,970	525,680	657,100	1,314,200
税引き後の残余賃金	46,500	85,567	121,795	157,060	192,324	227,591	261,831	292,111	340,591	559,931
雇用主は賃金の何倍の負担か	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142	1.3142
労働者の実際の税負担割合(%)	7.00	14.43	18.80	21.47	23.07	24.14	25.19	26.97	31.88	44.01

Skatteverket, 2009, s.69から作成

表7は、異なる賃金水準の労働者が支払った勤労税である（一種のモデルケース）。この表では基礎控除（grundavdrag）以外の控除は考慮されていない。地方税31.52%は平均地方税で、コミューンの平均税率は20.72%、ランスティングの平均税率は10.86%である。雇用主保険料31.46%は27～65歳の人に適用されるもので、その内訳は、健康医療6.71%、両親保険2.20%、高齢者年金10.21%、遺族年金1.70%、労働市場2.43%、労働災害0.68%、一般賃金税7.49%である。なお、雇用主保険料は26歳以下の若者は15.49%、66～71歳の高齢者には10.21%である。一般年金保険料（7.00%）は、EU原則に基づき従業員負担となっているが、しかし、2006年から課税所得の最下層を除いて同額が税還付（skattereduktion）されるようになった（Skatteverket, 2009, s.73）。下2行は伊藤が計算した。「雇用主は賃金の何倍の負担か」は、雇用主にとっての総労働コストが賃金の何倍に当たるかを計算したもので、当然のことだが、どの賃金水準の労働者でもきれいに1.3142倍になっている。ただし、実際の雇用主負担はこれを上回っている。というのは、スウェーデンでは大多数の雇用主は労働組合との間で締結した団体協定保険（職業年金や職業保険など）に加入しているからである。したがって、実際の労働コストはこの保険金分だけ高くなる。最後の行の「労働者の実際の税負担割合」は、実際に支払う所得税が賃金の何割かを計算したものである。7.00%から44.01%まで賃金水準の多寡に応じて、みごとに応能負担原則に基づいて課税されている。

図3は2009年の異なる所得状況の人の基礎控除である。基礎控除は所得の少ない者に多く、所得の多い者に少ないこぶ状になっている。基礎控除は①査定獲得所得が4万2,800krまでの者は1万8,200kr（これが標準）、②4万2,900kr～11万6,300krの者は1万8,300kr～3万2,900kr、③11万6,400kr～13万3,300krの者は3万3,000kr（これが最大）、④13万3,700kr～33万6,600krの者は3万2,900kr～1万2,700kr、そして⑤33万6,700kr以上の者は1万2,600kr（これが最終）である（Skatteverket, 2008, s.70）。65歳以上の高齢者の基礎控除は低所得者では3万6,300krと高くなっている。

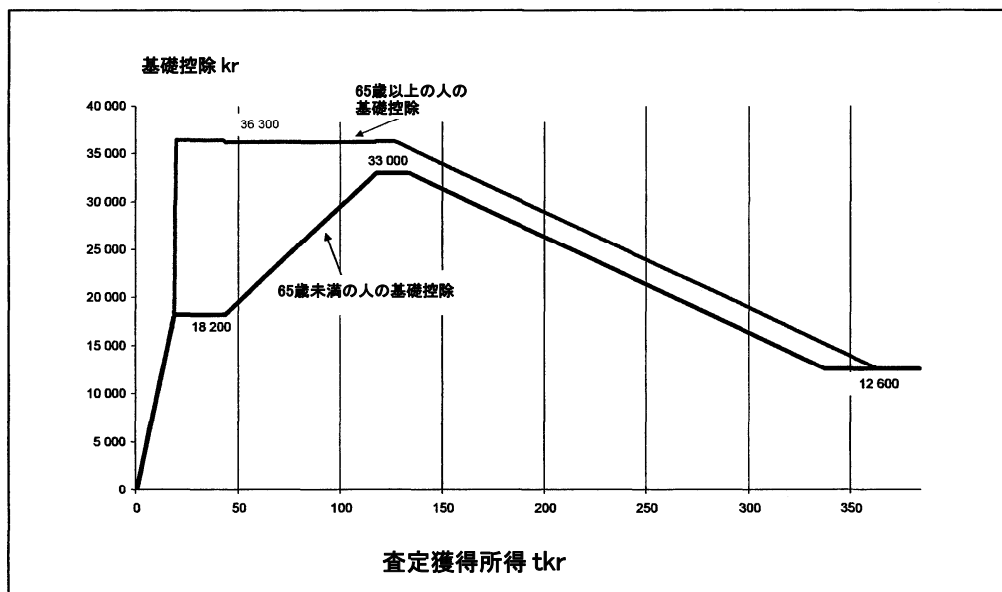


図3 異なる所得状況の人の基礎控除 2009年
(出所) Skatteverket, 2008, s.71

控除による減税で大きいものに仕事税控除 (jobbskatteavdrag) がある。この控除は 65 歳未満の人の能動的獲得労働 (aktivt förvärvsarbete) からの所得に対しておこなわれる。能動的獲得所得というのは納税者が主としている活動行為からの所得であって、課税給付金のような受動的な所得ではないという意味である。表8は2009年秋の予算案での仕事税控除である。なお、地方税は平均税率を使用している。所得に占める仕事税控除の割合は勤労所得 (年間) が 10 万 kr の者が 7.7%といちばん高く、勤労所得が高くなるにつれ下がっていく。

表8 65歳未満の能動的獲得所得に対する仕事税控除
2009年

勤労所得 (年間) (kr)	仕事税 控除 (kr)	所得に占 める仕事 税控除の 割合 (%)
100,000	7,706	7.7
150,000	9,186	6.1
200,000	11,780	5.9
250,000	14,374	5.7
300,000	16,970	5.7
350,000	18,133	5.2
400,000	18,133	4.5
500,000	18,133	3.6

Skatteverket, 2008, s.72

(注) 2009年秋の政府予算案に従う。計算では地方税の平均税率を使用。

図4は、2009年の65歳未満の勤労者の獲得所得に対する限界税率の階段である。限界税率の計算で考慮されているものは、基礎控除、31.52%の地方税率(=平均税率)、国所得税、一般年金保険料と一般年金保険料の税還付、そして仕事税控除である。

それぞれの所得の限界税率について簡単に説明する。①1万8,200kr未満の所得の者は無税。したがって、限界税率が適応されるのは以下の者である。②1万8,200krから5万5,400kr未満の所得の者は一般年金保険料に相当する7%。③5万5,400krから11万6,400kr未満の所得の者は基礎控除と仕事税控除を差し引いた23.64%。④11万6,400krから29万9,600kr未満の所得の者も基礎控除と仕事税控除を差し引いた29.47%。⑤29万9,600krから38万200kr未満の所得の者は基礎控除も仕事税控除も一切ない地方税率と等しい31.52%が限界税率である。そして、⑥38万200krから53万8,800kr未満の所得の者は、地方税に20パーセントの国所得税が上乗せされた51.52%。⑦53万8,800kr以上の所得の者は国税25%が上乗せされた56.52%が限界税率である。

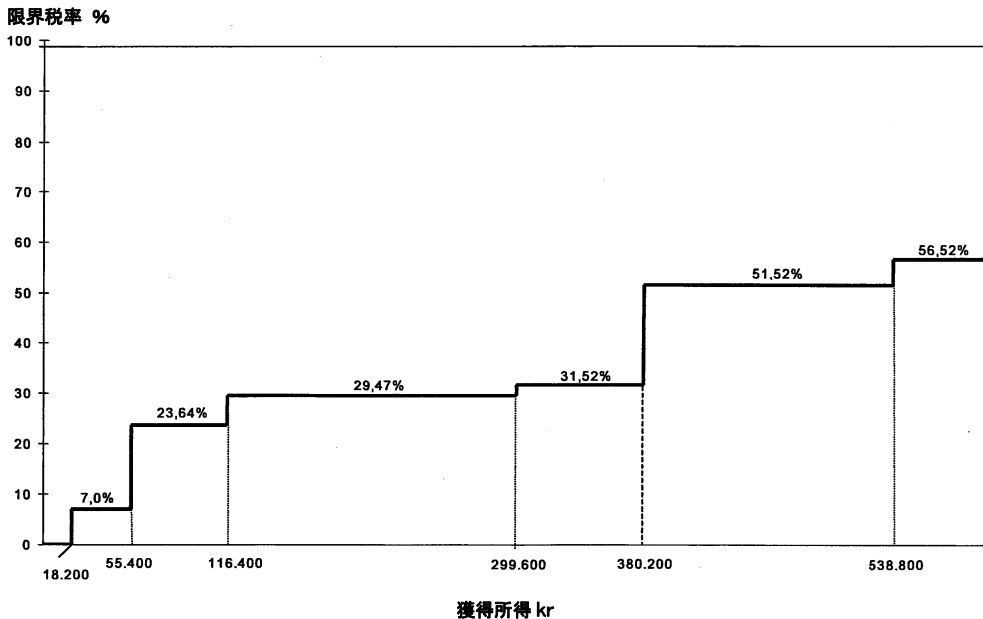


図4 獲得所得の限界税率(65歳未満) 2009年
(出所) Skatteverket, 2009, s.74

日本と違ってスウェーデンの勤労所得税には控除項目が非常に少ない。基礎控除と仕事税控除の他に、表6のA2に書かれている通勤控除、出張控除、二重住宅控除などがあるが、その数が少ないうえ、所得に占める割合も小さい。日本的感覚からいえば、給与や賃金に対して控除なしで課税されているようなものである。したがって、課税割合が非常に高くなっている。なお、もう一つ注意すべきことがある。それは、租税制度や社会保険制度の違いによって、租

税負担率がスウェーデンの方が日本より高めに表示されていることである。たとえば、日本では子どもを扶養している場合、所得税で扶養控除が認められる。障害者がいる場合、障害者控除が認められる。これらの控除は、実質的には社会保障給付である。それが租税制度を通じた「減税」という形でおこなわれている。これに対して、スウェーデンではこのような社会保障給付はほとんどすべて現金給付や現物給付（サービス給付）という直接給付でおこなわれる。したがって、スウェーデンの場合、ほとんどすべての社会保障給付は、税か社会保険料として一度徴収された後で改めて支給されている。その分だけ、日本より租税負担率が高く表示されている。

それにしても、なぜこれほど高い税と社会保険料を徴収することができるのだろうか。前稿では“負担と受益の見える化”から考察した。そこで、本稿では財政規律の確立という視点から考えてみたい。ただ紙幅がすでに超えてしまっているので、できるだけ簡潔に記す。そして、これをもって結語に代えたい。

5. 結語に代えて——財政再建・財政規律の確立——

応能負担原則による垂直的公平さを実現させるのが、1991年の財政改革の狙いの一つだったことを述べた。それでは1990年代初めの財政状況はどうだったのか。

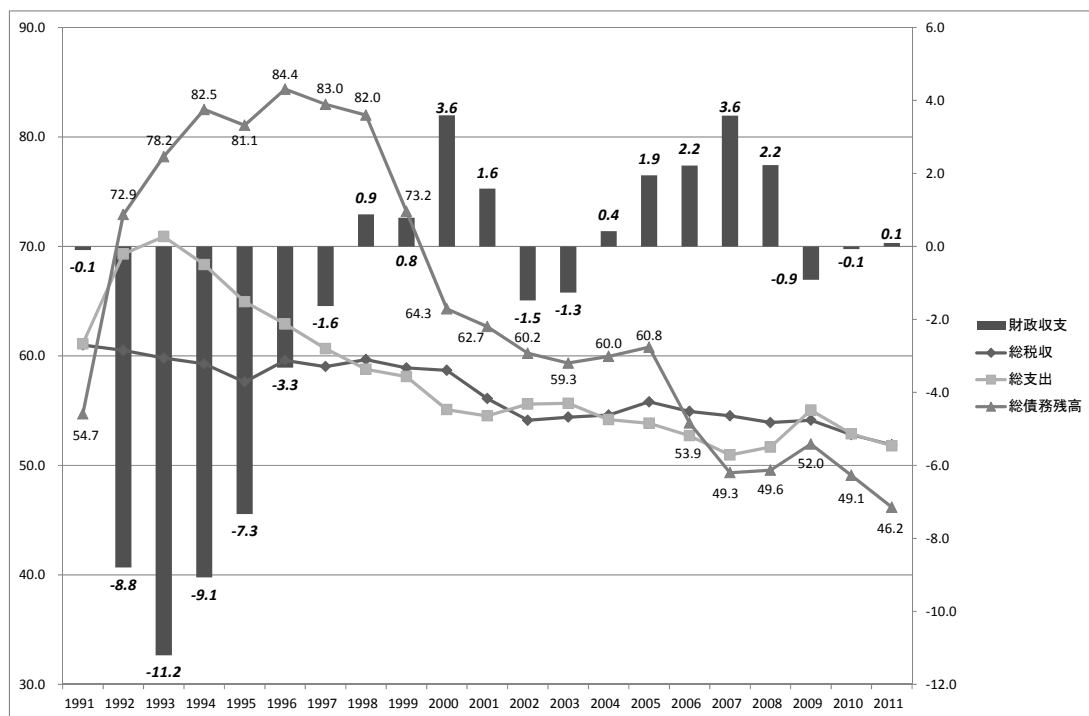


図5 スウェーデンの総債務残高・総収入・総支出・財政収支 対GDP比 (出所) OECD “Economic Outlook 84” と OECD “Economic Outlook 90”

図5はOECDのデータから作成した^{注15}もので、財政収支と総債務残高の推移に注目してほしい。財政収支は1992年から94年にかけて大きな赤字だが、95年以降回復に向かい、1998年に黒字に転換し、以後、基調としては黒字になっている。では、91年はどのような年だったのか。スウェーデンも日本と同様、バブル経済が崩壊し、不動産価格の急落が、不動産関連企業の倒産、不動産関連融資をおこなっていた金融機関（商業銀行、協同組合、貯蓄銀行など）に危機を広げていった。そのうえ、89年11月のベルリンの壁崩壊、90年10月の東西ドイツ統一、91年12月のソ連崩壊という激動のなか、92年の欧州為替市場危機が起こり、それがスウェーデンにも広がる。スウェーデン中央銀行は市中銀行への限界貸出金利を500%に引き上げる。この緊急事態を受け、ビルト保守中道政権は社民党との合意のうえ「経済危機克服のためのパッケージ」を発表する。それは歳出の削減と税収の増加によって財政収支の改善を目指すものだった。それでもスウェーデンクローナはERM（欧州為替相場メカニズム）から離脱し、変動為替相場制に移行せざるをえなかった。スウェーデンクローナは大暴落する。翌93年、スウェーデンの経済危機は戦後最悪期に突入する。政府は危機の根幹である金融危機を克服するため金融機関に対して93年と94年に巨額の公的資金（93年の対GDP比で4.66%に相当する額）を投入し、早急にこの経済危機から脱却した^{注16}。総債務残高が高くなっているのは、このためである。

通貨暴落は通貨切り下げと同じ効果ももつ。94年、早くも輸出から経済が回復しはじめ、個人消費も拡大してくる。経済成長は財政再建にとって絶好のチャンスである。そのうえ地方分権改革がこの時期に進んでいた。主なものだけ挙げると、フリーコミューンの実験（1984～91年）の成功、その一般化である地方政府法の改正（1991年）、高齢者医療の多くをランスティングからコミューンに移管するエーデル改革（1992）、国から地方への補助金を特定補助金（使い道限定補助金）から一般補助金（使い道自由な補助金）への変更である。ランスティングとコミューンという地方政府が、福祉国家の主要な担い手になる分権型福祉社会への道が本格的に始まったのである^{注17}。

国の財政再建に戻ると、この時期、財政再建に真剣に取り組まなければならなくなった大きな契機が2つある。ひとつは、94年7月に国内最大の生命保険会社であるスカンディアが「信頼できる財政再建計画ができるまで、国債の購入を停止する」と表明したため、長期金利が7.0%近辺から11%台に急上昇し、スウェーデン国債はデフォルトの危機に陥ったことだ^{注18}。直後の94年9月の総選挙では、社民党は公約に増税を掲げて大勝する。国民の多くが、財政

^{注15} 1991年と1992年はOECD“Economic Outlook 84”（2008年11月）から、1993年から2011まではOECD“Economic Outlook 90”（2011年11月）から取った。

^{注16} 菟谷硯児「北欧の銀行危機と公的救済活動」近畿大学『商経論叢』第46巻第3号、2000年3月、Lars Jonung, Jaakko Kiander, Pentti Varitia eds.(2009), The Great Financial Crisis in Finland and Sweden, Edward Elgar Publishing、飯野靖四「財政と租税制度」岡沢憲英・奥島孝康編『スウェーデンの経済』早稲田大学出版部、1994年、丸尾直美「スウェーデンの不況対策——日本とはここが違う——」LDI REPORT 2002.2（ライフデザイン研究所）<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/view/fov0202.pdf>、参照。

^{注17} 藤岡純一『スウェーデンの財政』有斐閣、2001年、第5章参照。

^{注18} 久保田博幸「スウェーデンの財政再建のきっかけとは」（2012年8月28日）<http://blogos.com/article/45728/>

再建の必要性を意識するようになっていたからである。

もう一つは、95年1月のEU加盟である。EUは単一通貨ユーロ導入のためのロードマップに「経済収斂基準」を定めていた。財政に関する収斂基準は、単年の財政赤字を対GDP比3%以下に、累積の債務残高を対GDP比60%以下に抑制することだった。スウェーデン政府は、95年6月、EUに「コンバージェンス・プログラム」(経済収斂計画)を提出する。そこで掲げた達成目標は、97年までに一般政府の財政赤字を対GDP比3%以下にし、98年までに財政赤字を解消することだった。スウェーデンは主権が侵害されるとしてユーロ参加を見送ったが、この目標は達成した。

財政再建は、1992年末の議会における予算制度改革委員会(メンバーは歳出委員会の議員=政治家)設置から始まる。同委員会は予算編成プロセスの見直しを提言。これが94年のフレーム予算導入法の制定、96年から実施の新たな予算編成システムに繋がる。それは「フレーム予算」と「歳出シーリング」で、その特徴は、政治主導のトップダウンによって3ヶ年(1997~99年度)の歳出総額のシーリングを、通常の前年度の提出前に決定するというもので、予算編成の仕方を180度変えるものであった。というのは、従来のように分野ごとの予算を積み上げて歳出総額を決定するのではなく、マクロ経済の見通し等を踏まえ、先に歳出総額を決定するものだからである。

94年の総選挙に勝利した社民党は、同年11月に歳出削減を中心とした最初の財政再建プログラムを発表、そして翌95年1月に95/96年度当初予算案を、4月に修正予算案を提出する。この「再建プログラム」は95年から98年にかけて実施されたが、それは歳出削減と増税による歳入増加というオーソドックなものだった^{注19}。歳出削減は主に社会保障関係の各種手当の廃止や縮小でおこなわれた。保育手当の廃止、児童手当の多子加算の縮小、先払養育手当と特定養子手当の凍結、年金の物価スライドの抑制、医療保険の本人保険料の引上げなどである。増税では、高額所得者への緊急税として、95~98年の4年間、国税所得税を25%に引き上げるとともにキャピタルインカム課税を強化した。ただ、食料品に対する付加価値税の引き下げ(21%から12%)や中小企業に対する減税もおこなっており、増税だけが実施されたわけではない^{注20}。また、この財政再建過程で見落としてはならない点は、将来に向けての投資につながる分野である教育や研究開発、および失業者等への職業教育・職業訓練である積極的労働市場政策や生涯学習などへの歳出削減をおこなわなかったばかりか、大学生急増政策が示すように逆に増加させていった。その結果、今日の知識基盤社会に適応できる人材育成にも成功するのである^{注21}。

注19 永久寿夫「スウェーデン——赤字を許さない高福祉国家のプライド」(林宏昭・永久寿夫編著『世界はこうして財政を立て直した』PHP、2001年、所収)、参照。

注20 田中秀明「スウェーデン~福祉国家を支えるための抜本改革」(財務省財務総合政策研究所報告『民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革——英国、NZ、豪州、カナダ、スウェーデン、オランダの経験——』2001年6月、所収)と、総合研究開発機構NIRA「財政再建の道筋」2011年4月を参照。

注21 伊藤正純「知識基盤社会に適応するスウェーデンの教育改革」(大桃敏行・上杉孝實他編『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房、2007年)、参照。

OECD がスウェーデン財務省の資料からまとめた 1994～98 年の「予算再建効果」によると、財政収支が黒字に転換した 98 年時点での全赤字削減効果は対 GDP 比 10.3% という巨大なものである。10.3% の内訳は、歳入増が 2.3%、歳出減が 8.0% で、削減効果は歳出減が歳入増より 4 倍近く大きかった。ただ、社民党政権が実施した「財政再建プログラム」だけでみると累積節減効果は GDP 比 8.0% (全効果の 78%) で、その内訳は歳入増が 3.8%、歳出減が 4.2% であった。なお、歳出減では地方政府支出もかなり貢献している (全効果の 17% 分を占める)。削減効果がもっとも大きいのは、1998 年予算案でみると、家計向け移転 (3.5%) と、消費と投資 (2.8%) であった^{注22}。

財政収支は 2002～03 年に企業業績悪化により法人関係の税収減で赤字になる。2009 年の赤字は 2008 年 9 月のリーマン・ショック後の金融危機を受けての銀行救済等の歳出増のためである。だが、これも 2010 年に大幅に改善し、2011 年にはふたたび黒字に転換している。

では、なぜスウェーデンは財政再建に成功し、財政規律を確立することができたのか。その最大の要因は政治の強い決意と実行力であり、それを支持する国民の高い意識であろう。この高い意識は、たとえば日本の第二臨調が決めたような「増税なき財政再建」路線のようなケチケチ作戦では生まれるはずがない。スウェーデンの 1990 年代初めの財政再建は、“大きすぎる政府” を普通の「大きな政府」にする改革で、大幅な歳出削減をしても、図 5 をみれば明らかのように、依然として歳出規模は大きいのである。国民にとって必要な公共サービスの支出は、なかんずく医療、教育、福祉の分野での支出はきちんと守られている。そして、その規模が税収に見合うようになったのである。それゆえ、国民はこの財政規律の確立を支持しているのである。

注 22 OECD, ECONOMIC SURVEYS, SWEDEN, 1998, p.53